平成２２年（フ）第３１２号
奈良県大和郡山市九条平野町３－８　村上修方、住民票上の住所奈良県磯城郡田原本町大字鍵281番地の１
債務者　佐藤　　愛
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３２２号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ32―405号
債務者　白石　知里
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３２４号
奈良市宝来２丁目25番３―205号
債務者　北島　義和
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７４号
徳島市応神町西貞方字中園53番地
債務者　宮本　聖子
１　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５２号
徳島県吉野川市川島町大字宮島東中須767―１―316号、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町広島字南川向51番地12
債務者　常住　江美
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５９号
徳島県板野郡藍住町富吉字豊吉46番地１
債務者　藤　　美紀
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７５号
徳島市北島田町３丁目143番地の５
債務者　森　　暁子
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７９号
徳島市西須賀町中開37番地の７―205号
債務者　数枝木浩七
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８０号
徳島市西須賀町中開37番地の７―205号
債務者　数枝木峯子
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８５号
徳島市北矢三町３丁目５番12号
債務者　吉田　勝彦
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９９号
高知県土佐市塚地379番地１
債務者　森﨑　秀一
１　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２００号
高知県土佐市塚地379番地１
債務者　森﨑　和子
１　決定年月日時　平成22年７月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５７号
佐賀県唐津市北波多田中593番地８
債務者　浦方　陽介
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第５９号
佐賀県唐津市二タ子３丁目９番10号　双光園307号
債務者　篠崎　麻美
１　決定年月日時　平成22年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第５９号
長野県伊那市若宮7380番地261　若宮県営住宅435号
債務者　中林千恵子（旧姓武田）
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第６０号
長野県伊那市荒井3709番地１
債務者　木戸　英一（旧姓入杉）
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第６２号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11861番地１
債務者　関　　淳一
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第６５号
長野県駒ヶ根市下平4404番地５
債務者　髙橋　利喜
１　決定年月日時　平成22年７月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
長野地方裁判所伊那支部